

受検申請書の確認事項

受検申請書を記入する際、ご確認をお願いします。＊…必須

No.	項目	確認事項
①	*申請日付	提出日（R6.10.7～R6.10.18）または受付最終日（R6.10.18）を記入
②	*職種名・職種番号	検定職種名、職種番号を正確に記入（4～6ページ参照）
③	*作業名・作業番号	作業名、作業番号を正確に記入（4～6ページ参照）
④	*氏名	略字・俗字ではなく、本人確認書類のとおり、楷書で明瞭、正確に記入（例 高と高など）
⑤	*受検区分	該当する番号を○で囲む 【A乙とBの違い】 「A乙」実技試験の免除なしで、学科試験のみを受検 「B」実技試験が合格済で、学科試験のみを受検 【A丙とCの違い】 「A丙」学科試験の免除なしで、実技試験のみを受検 「C」学科試験が合格済もしくは通信教育等での免除で、実技試験のみを受検
⑥	*現住所	郵便番号・番地・アパート名・電話番号を正確に記入（誤りがあると受検票等が届かない場合があります） ※ 受検申請書提出後に住所・氏名の変更があった場合は、速やかに協会に連絡してください
⑦	*学歴	ア. 最終学歴を記入（※ 職業訓練校等を修了された方は、訓練歴の欄に記入） イ. 機械科・電気科・普通科等の学科の正式名称、入学年・卒業年を正確に記入 ウ. 最終学歴が大学院修了の場合は、その前に卒業した大学名と学科名も併せて記入 高等学校等中退又は在学中の場合は、その前に卒業した中学校名も併せて記入 エ. 高校（普通科）・大学（経済学科）等、検定職種に関連しない科を卒業された方は、受検資格の「実務経験のみ」の欄に該当する実務経験年数が必要
⑧	訓練歴	ア. 技能照査で学科試験の免除を申請する場合に記入 イ. 訓練校修了後の実務経験年数（訓練期間は実務経験年数に含まない）の資格で申請する場合に記入 ※ 通信訓練の場合は記入する必要なし
⑨	*職歴	現在の勤務先を一番上の欄に記入 受検申請に必要な実務経験年数を現職だけで満たしていない場合、前職も記入 【職務内容】 機械加工職種 普通旋盤作業の受検申請をする場合、「機械加工等」のように記入 【在職期間】 受検資格の算定基礎となるので、正確に記入
⑩	技能検定合格後の受検資格	技能検定合格後の実務経験で受検する場合 職種名・技能士番号・合格年月日を正確に記入の上、同一職種の 合格証書のコピーを提出
⑪	実技試験の免除	該当する項目を○で囲み、必要事項を記入の上、 証明書類のコピーを提出 【一部合格】 作業名・級・合格通知番号・合格年月日を正確に記入の上、 同一作業の、同一級又はそれ以上の級の実技試験合格通知書（一部合格）のコピーを提出 ※ 特級の場合、一部合格の免除有効期間は 5年間 。その他の級は有効期限なし 【その他】 必要事項を記入の上、証明書類のコピーを提出
⑫	学科試験の免除	該当する項目を○で囲み、必要事項を記入の上、 証明書類のコピーを提出 【技能士】 必要事項を記入の上、同一職種の、同一級又はそれ以上の級の合格証書のコピーを提出 【一部合格】 作業名・級・合格通知番号・合格年月日を正確に記入の上、 同一作業（科目）の、同一級又はそれ以上の級の学科試験合格通知書のコピーを提出 ※ 特級の場合、一部合格の免除有効期間は 5年間 。その他の級は有効期限なし 【指導員免許】 必要事項を記入の上、該当する指導員免許のコピーを提出 【通信訓練】 必要事項を記入の上、修了証書のコピーを提出 ※ 申請職種に対応した修了科名であること（不明な場合は協会に照会） 【技能照査】 必要事項を記入の上、合格証書のコピーを提出 ※ 申請職種に対応した修了科名であること（不明な場合は協会に照会） 【その他】 必要事項を記入の上、証明書類のコピーを提出
⑬	とりまとめ団体・事業所・学校名	技能検定関係書類（受検票・実技試験問題・合格通知書）の送付先について 【各受検者個人宅宛送付を希望する場合】 当欄への記入不要 【とりまとめ団体・事業所・学校宛送付を希望する場合】 当欄に団体・事業所・学校名を記入し、「 申請明細書 」と併せて提出 ※ 「申請明細書」が必要な場合は当協会HPの技能検定ページに掲載しています。 ※ 「申請明細書」を提出しない場合は、 技能検定関係書類を各受検者個人宅宛に送付いたします。
⑭	*本人確認書類	本人確認書類を貼付（運転免許証は裏面もコピーすること）。 氏名と生年月日が切れないよう ご注意ください。 住所が現住所と異なっても構いません。表の貼付け欄に入らないものは、裏面に貼付ください。
⑮	*写真	写真（半年以内に写したもの）の裏面に作業名・級・氏名を記入した上で、写真票（A）（B）の2枚に貼付 ※ 受検区分D（実技・学科とも免除）の場合のみ、写真不要
⑯	*学科試験・計画立案等試験受検希望地	学科試験・実技試験の計画立案等試験受検希望地を○で囲む（ 他県を選択する場合、県名を記入 ） ※ 受検者数の状況によって希望の地区にならないことがあります、ご了承ください。

【注意】

1. 学歴・職歴・資格等、受検申請書の記入に関し、不明な点がある場合は当協会へ連絡してください。
2. 学歴・職歴・資格等、申請内容に偽りがあったときは、受検を取り消すか、または合格を取り消されることがありますので、受検申請書の記入は正確を期してください。
3. 免除の証明書類となる合格証書等の氏名に変更があった場合は、必ず戸籍抄本を提出してください。
4. 受検申請書を受理した後は、いかなる理由（病気・業務の都合等による欠席）であっても受検手数料の返金はできません。
 ただし、試験会場または設備等の都合により試験を中止した場合は、受検手数料を返金いたします。
5. 申請書受理後、免除資格等があることが判明しても、等級・受検区分の変更是できません。